

第3節【愛】共に支えあうやさしいまちづくり

施策 3-1 子育て支援の充実

■ 現状と課題

- 少子化の進行は、地域の活力と市民生活に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。
- また、核家族化、夫婦共働き世帯の増加等就労環境の変化、地域における近隣関係の希薄化など、子育て・子どもの育ちの場である家庭・学校・地域社会が大きく変貌しています。
- 次代を担う子どもを安心して生み育て、誇りと喜びを感じることのできる社会と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、家庭や地域、事業主、行政など本市に住むすべての人や組織が、互いに協力・連携し、取り組んでいく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 豊かで安心して子どもを生み育てられるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-1 子育て支援の充実	1	子育てしやすい環境の整備
	2	多様な保育サービスの充実
	3	仕事と子育ての両立支援体制の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
合計特殊出生率※14	1.22人	上昇を目指す
市内公立保育所の待機児童数※15	0人	0人を維持

※14 合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※15 市内公立保育所の待機児童数…保育に欠けるため、保育所入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所が満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある毎年4月1日時点の児童数

■ 協働の役割

市 民	・保護者が子育てについての第一義的責任を有することを認識し、家庭の生活基盤の向上に努め、児童の健全育成を図ります。
地域・事業所	・地域や事業所全体で子どもを育てるという認識に立ち、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めます。
行 政	・多様な保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実や雇用対策の推進とともに、児童手当等の経済的支援を行います。

■ 施策の基本方針

1. 子育てしやすい環境の整備 [3-1-1]

共働きなどで、昼間児童を保育することができない保護者に代わり、市立保育所や幼稚園で保育し、幼児の心身ともに健やかな育成を図るとともに、民間保育所、幼稚園等に対し運営費等の経費を支援し、子育てしやすい環境の整備を行います。

また、雇用対策等各種施策との連動により子育て世代の生活基盤の向上を図るとともに、医療費助成、保育料助成等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

各家庭や地域・各種団体・学校・保育所等と連携し、子育て支援サービスや保育サービスなどを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

さらに、子育て家庭が必要とする情報や学習機会の提供を行うとともに、身近に相談できる体制の充実を図るなど、地域における子育てを総合的に支援します。

【主要事務事業】

- 保育所事業
- 子ども医療費助成事業
- 民間保育所・保育園運営支援事業
- 保育料助成事業
- 家庭児童相談員設置運営事業
- 地域子育て支援拠点事業

2. 多様な保育サービスの充実 [3-1-2]

各家庭の個々の子育て環境の違いに対応するため、障がい児・延長保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。

【主要事務事業】

- 延長保育事業
- 預かり保育事業
- 一時保育事業
- 障がい児保育事業

3. 仕事と子育ての両立支援体制の充実 [3-1-3]

子育て中の家庭において、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択を可能とし、仕事と子育ての両立が図れるための支援を行います。

【主要事務事業】

- 放課後児童健全育成事業
- ファミリーサポートセンター支援事業



施策 3-2 心と体の健康づくりの推進

■ 現状と課題

- 疾病構造が変化し、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。
- 生活習慣病の増加は、病気や介護など家庭における負担、そして社会的な負担の上昇へとつながり大きな社会問題になっていることを背景に、食の重要性は高まりをみせています。
- 一方、世帯構成の変化や食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い個人の食行動が多様化しています。
- こうしたことから、生活習慣病の予防と改善について、望ましい食習慣を見つけられるよう、家庭をはじめとした学校、職場、関係団体、外食産業関係などと連携して、ライフステージに応じた食育の取り組みを行う必要があります。
- 身体活動や運動は、NCD（非感染性疾患）^{*16}の発症リスク抑制や要介護状態・虚弱化の先送りに効果が認められることから、実践に繋がる環境づくりや仕組みづくりを行うため、児童生徒については家庭、学校、地域との連携で、青年期以降は各検診の事後フォローや介護予防計画等に合わせて普及啓発を図る必要があります。
- 心の健康については、幼児期からの発達障がいに加え、就学児の不登校、青年期からのひきこもり、成人のアルコール依存、うつ病、育児不安や虐待など様々な問題を抱える人が増えています。地域での気づき、支える人材の育成を促進し、地域で共に支え合う「きづく・つなぐ・見守る」社会の構築に努める必要があります。
- 喫煙が肺がん等に深く関与することが認識されながらも受動喫煙防止対策を含め、対策が不十分です。市民の意識を深め、受動喫煙防止の徹底、禁煙意向者への支援などが必要です。
- 歯・口腔に関しては、幼児期のう歯罹患率が高くなりつつあり、各年代での認識が低い傾向にあります。健康を維持するために大きな役割を持つ歯・口腔の健康維持に関してライフステージに応じた取り組みが必要です。
- 東日本大震災に伴い発生した原子力災害による放射性物質の拡散が、健康被害への不安を与えており、ストレスを抱えたり、子どもの戸外活動が十分に確保されないという状況にあります。市民のストレスのケアや生活環境の変化による生活習慣病の予防対策により一層力を入れるとともに、内外被ばく状況や健康診査のデータを把握・保管し長期的な健康管理により健康リスクの低減を図る必要があります。
- 生活習慣病の増加等の要因により、1人当たりの医療費が年々上昇しています。国民健康保険事業の健全な運営のため、レセプト^{*17}点検などの医療費適正化対策による医療費の伸びの抑制と、保険税収納率向上対策を推進する必要があります。

※16 NCD（非感染性疾患）…不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患。

※17 レセプト…医療費の請求明細のことで、保険医療機関・保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用するもの。診療報酬明細書。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 市民が心も身も健康なまち
- ◆ 健康づくりの環境が充実しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
3-2 心と体の健康づくりの推進	1	健康づくり増進体制の充実
	2	健康管理の促進
	3	放射線リスクの軽減
	4	国民健康保険制度の適正な運営
	5	医療体制の充実と支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
自分が健康だと意識している市民の割合	79%	80%以上
一般健康診査受診率 ^{※18} (30～40歳未満)	12.4%	15.0%以上
年間追加被ばく線量 ^{※19}	1～5ミリシーベルト/年	1ミリシーベルト/年未満
市民（国民健康保険加入者） 一人当たりの医療費	305,628円/年	293,000円以下/年

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合いながら「自分の健康は自分で守る」という積極的な健康づくりを実践します。 ・ 自らの健康は自らで守る意識を高め、自主的な健康づくりを行います。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で一人ひとりの健康づくりを支援するため、身近に参加できる場所で、町内会・行政区、各種団体などによって多様な活動を提供します。 ・ いつでも利用できる、安全で質の高い医療を提供します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は健康増進・食育推進計画を推進する主体として、積極的に健康づくり活動を展開する役割を担います。 ・ 国民健康保険制度の安定的運営を図ります。

※18 一般健康診査 … 市民の対象年齢人口に対する一般健康診査受診者（事業者実施の健康診査等は含まない。）の割合

※19 年間追加被ばく線量 … (空間線量率－自然由来の放射線量率) ×滞在時間

■ 施策の基本方針

1. 健康づくり増進体制の充実 [3-2-1]

個人の健康づくりを社会全体で支援するためには、幅広い関係者の協力を得た支援体制の整備が必要です。行政内部の体制づくりのみならず、行政外部の様々な関係者との連携を踏まえた体制づくりにより、施策を推進します。また、関連する幅広い関係機関・関係組織との連携強化を図り、協働による健康づくりを推進します。

【主要事務事業】

- 健康づくり推進員活動事業
- 食生活改善推進員活動事業

2. 健康管理の促進 [3-2-2]

市民が健康についての認識を深め、自ら望ましい生活習慣を身につけ、継続できるように働きかけるとともに、非感染性疾患（NCD）である生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療を推進します。

また、市民が自立した生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた心身の健康づくりや食育の普及・啓発等を推進します。

【主要事務事業】

- 健康診査事業
- がん・女性がん検診事業
- 保健指導管理事業
- 母子保健事業（妊産婦健康管理・乳幼児健康診査）
- 予防接種事業
- 食生活改善推進員活動事業（再掲）



3. 放射線リスクの軽減 [3-2-3]

震災後の放射線に対する市民の不安と生活習慣の変化をとらえ、放射線健康管理対策を重点的に推進します。

特に、各種検査を継続して実施するとともに、検査結果を有効に活用し、各健康分野における保健活動と連携して放射線に関する正しい知識の啓発と情報提供、子どもたちの屋内外の遊び場の整備により、生活習慣の改善を含めた心身の健康管理に取り組みます。

【主要事務事業】

- 放射線健康管理対策事業
- 記念樹の杜 屋外あそび場運営事業
- 屋内あそび場運営事業

4. 国民健康保険制度の適正な運営 [3-2-4]

国民健康保険事業の推進により、被保険者の健康づくりと安心して医療を受けられる環境づくりはもとより、レセプト点検などの医療費適正化対策と、国民健康保険税収納率向上対策を推進し、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

【主要事務事業】

- 医療費適正化対策事業
- 国民健康保険税収納率向上対策事業

5. 医療体制の充実と支援 [3-2-5]

市民が安心して生活する上で、いつでも利用できる医療機関が地域に整備されていることが重要となることから、24時間、日曜祝日でも救急時対応可能な医療ネットワークの充実に取り組みます。

【主要事務事業】

- 在宅当番医制負担事業



施策 3-3 高齢者福祉の充実

■ 現状と課題

- 近年の核家族化・扶養意識の変化などによる家庭機能の低下や人間関係の希薄化等により、高齢者ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加につながるとともに、寝たきりや認知症による要介護者の増加につながる事が懸念されています。
- これからの高齢社会を活力ある社会としていくために、高齢者の経験や知識を生かし、ボランティア活動、生涯学習活動を通して、地域社会に積極的に参加し、生きがいづくりに取り組む必要があります。
- また、高齢者になっても安心して暮らすことができるよう、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護が必要となった高齢者の介護サービスの需要に対応できる支援体制の強化を図る必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 高齢者がそれぞれの能力を発揮し生きがいを持って暮らせるまち
- ◆ 高齢者が心身ともに健康で安心して暮らせるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-3 高齢者福祉の充実	1	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
	2	介護予防と自立支援の推進
	3	在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援
	4	介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)
社会参加活動者数 ^{※20}	3,201 人 / 年	3,400 人 / 年以上
要介護認定 ^{※21} をうけていない 高齢者の割合	84.5%	現状を維持する

※20 社会参加活動者数… 老人クラブ・シルバー人材センター・ボランティア活動者数の合計。

※21 要介護認定… 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うことを要介護認定という。

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康は自分で守るという健康管理意識を高め、自主的な健康づくりや生きがいつくりに取り組みます。 ・介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加を支援します。 ・地域の福祉の担い手として活動します。 ・ひとり暮らしの高齢者について見守り組織や地域との連携、行政との協働で支援していきます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがい活動への支援をしていきます。介護予防事業の充実を図ります。 ・要介護高齢者に対し地域包括支援センター等を通じて支援していきます。

■ 施策の基本方針

1. 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進 [3-3-1]

今後益々人口の大きな割合を占める高齢者が、社会において積極的な役割を果たしていくために、高齢者は高齢社会を支えていく貴重なマンパワーであるという意識の定着を図り、高齢者それぞれの技能や経験を活かせる機会の拡充や、世代間交流・地域活動への積極的参加を促進します。

【主要事務事業】

- 老人クラブ活動支援事業
- 高齢者いきいき交流事業
- シルバー人材センター支援事業

2. 介護予防と自立支援の推進 [3-3-2]

高齢者が要支援や要介護状態になることを予防し、心身ともに健康でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、生活機能の維持・向上に着目した介護予防事業の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 介護予防教室・講演会
- 高齢者ふれあいプラザ維持管理事業
- 高齢者生きがいディサービス事業

3. 在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援 [3-3-3]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」を中心とした相談支援体制を充実させるとともに、町内会・民生委員・老人クラブ等の相互協力により地域で高齢者を支えるネットワークづくりを推進します。

また、高齢者が在宅でも安心して生活できるためのサービスの提供や在宅高齢者を介護している家族の負担の軽減を図るための事業を行い、在宅福祉の推進を図ります。

【主要事務事業】

- 敬老会開催事業
- 在宅介護支援センター運営事業
- 寝たきり在宅者介護家庭支援事業

4. 介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営 [3-3-4]

すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して自立した生活ができるよう、介護保険事業計画に沿ったサービスの確保に努めます。

また、介護保険事業は、事業運営にかかわる多くの方々の理解と負担が必要であり、今後も適時、適切な情報の提供に努めるとともに、公平で適正な事業運営に努めます。

【主要事務事業】

- 介護サービス等給付事業
- 介護予防サービス等給付事業



施策3-4 障がい児・障がい者福祉の充実

■ 現状と課題

- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月から施行され、障がい児、障がい者の範囲に難病患者等が加わり、身体障がい者手帳を持っていなくても、必要に応じて障がい程度区分の手続きを経た上で、福祉サービスを利用できるようになりました。
- また、平成26年4月からは、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が予定されており、障がい者の地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するなどの法改正が予定されています。
- 障がい者の社会参加や自立が求められていますが、経済の低迷などの要因もあり、活躍の場が少ない状況です。
- このため、障がい者の新たなニーズに即しながら、支援資源の整備、支援ネットワークの構築を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に支えあう意識形成を図っていく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-4 障がい児・障がい者福祉の 充実	1	相談支援体制の充実
	2	地域社会参加の支援
	3	生活支援体制の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
地域移行者件数 ^{※22}	5人	11人以上
相談支援コーディネーター活用件数	140人/年	170人/年以上

※22 地域移行者件数…障がい者支援施設、精神科病院等に入所（院）している障がい者が、地域生活に移行した件数。

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者を理解し、社会参加に関しての手助け、支援を行います。・ 障がい者が可能な限り社会参加を行います。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に支えあう意識形成を図ります。・ 障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。・ 障がい者の雇用拡大を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者のニーズに即した、サービスの利用調整が図れるよう相談支援体制の充実に努めます。・ 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう障がい福祉サービスを提供します。・ 障がい者計画等を策定します。

■ 施策の基本方針

1. 相談支援体制の充実 [3-4-1]

障がい者福祉サービスの活用を希望する方や障がいなどの悩みを抱える方等が、個々の障がいや生活状況に応じた適切なアドバイスを受けやすくし、必要とするサービスの利用調整及び障がい者のライフステージを一貫して支える社会の形成を図れるよう、専門コーディネーターによる相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣市町村を含む広域的な協議会組織を設け、専門支援機関の協力関係を強化し、障がい者のニーズに即した支援策の研究と実践を行います。

さらに障がい者虐待防止センターを兼ね備えた基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担いつつ、障がい者への虐待の防止・早期発見に努めます。

【主要事務事業】

- 障がい者福祉相談支援事業

2. 地域社会参加の支援 [3-4-2]

障がい者が生きがいをもって生活を送るために、地域社会の中で多様な形で参加が出来る機会を創るとともに、個々の能力や特性に配慮した社会参加や就労等が実現できるよう、行事や講座への参加に係る支援や、訓練機会や職業コーディネート機会等の充実とともに、受け皿となる事業所等への理解促進を図ります。

【主要事務事業】

- 移動支援・日中一時支援事業

3. 生活支援体制の充実 [3-4-3]

地域で暮らし続けたいと願う障がい者が、「施設入所」や「過度の家族による介護」に頼らずに在宅生活を営めるよう、ホームヘルプサービス等の「居宅系サービス」及びグループホーム等の「居住系サービス」の資源充実に努めます。また、地域の活動団体などとの連携を図りながら、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整えていきます。

【主要事務事業】

- 障がい者福祉サービス介護給付事業



(本宮市社会福祉協議会より提供)

施策 3-5 生活保護制度の適正な運用による自立支援

■ 現状と課題

- 生活保護の動向は、全国的には被保護世帯、被保護人員とも増加傾向で推移しています。
- 稼働能力があるにもかかわらず就労できない世帯は依然として多く、より適切な援助が求められています。
- また、生活に困窮する理由は、高齢や障がい、傷病、失業など様々です。生活に困って相談に訪れた市民の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携などを図りながら、生活相談・自立支援体制の充実を図る必要があります。
- 国民年金制度は、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行いながら、健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、全国民を対象とした公的年金制度です。
- しかし、景気低迷などにより保険料の納付率が低く、未加入者もいるため加入促進に向けた啓発活動の強化が求められます。

■ 目標とするまちの姿

- ◆生活保護制度がセーフティネットとして有効に機能し、必要な時に必要な支援が受けられ、誰もが安心して生活しているまち
- ◆市民が国民年金制度をよく理解し、老後に不安のない生活を送ることができるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-5 生活保護制度の適正な運用による自立支援	1	生活相談・自立支援体制の充実
	2	生活保護制度の適正な運用
	3	国民年金制度の適正な運用と啓発

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
生活保護受給者自立支援事業 ^{*23} による就労支援者数	8人/年	10人/年以上

※23 生活保護受給者自立支援事業 … 公共職業安定所（ハローワーク）との連携により行う就労支援事業

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・就労等により自立に努めます。 ・傷病等の就労阻害要因の回復に努めます。 ・国民年金に加入します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員は、行政と連携して生活困窮者世帯の自立を支援します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の適正な運用により、生活保護の生活水準を保障します。 ・自立に向けた支援を行います。 ・年金相談等により制度の啓発、普及に努めます。

■ 施策の基本方針

1. 生活相談・自立支援体制の充実 [3-5-1]

所得が低く生活に困っている人の実情に応じた相談援助機能の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉等に関する様々な相談に対応できる体制を整備し、的確なサービスの提供に努めるとともに、保護世帯の自立助長を促進するため、民生児童委員をはじめ、医療機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、自立支援の取り組みを積極的に推進します。

【主要事務事業】

- 自立支援事業
- 生活相談事業

2. 生活保護制度の適正な運用 [3-5-2]

生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、生活保護を適用するとともに、被保護者の生活実態を把握し、適正な保護の実施に努めます。

【主要事務事業】

- 生活保護事業

3. 国民年金制度の適正な運用と啓発 [3-5-3]

年金事務所と連携しながら、国民年金制度の適正な運用に努めるとともに、国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めるため、広報紙等の活用、年金相談を行い加入促進に努めます。

【主要事務事業】

- 国民年金事務

施策 3-6 地域福祉の推進

■ 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、プライバシーの意識の高まりなどの背景もあり、地域での人間関係の希薄化が進むなか、市民相互の支え合いの精神が脆弱化しています。
- 一方、ボランティアやNPO法人などの活動が活発化する傾向もみられるなど、地域社会における状況は様々です。
- 東日本大震災の発生により、家族の絆、地域の絆の大切さについて再認識されています。
- 地域で支え合う仕組みづくりを強固なものとするため、市民と行政等の協働により、市民の生活に密着した地域福祉の総合的な推進体制の基盤づくりに計画的に取り組んでいく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 地域で支え合う福祉意識が高いまち
- ◆ 福祉ボランティア活動が盛んなまち
- ◆ ユニバーサルデザイン^{*24}の視点でまちづくりを進めるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-6 地域福祉の推進	1	地域福祉を推進する団体等への支援・連携
	2	地域福祉ネットワークづくりの支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
福祉ボランティア登録団体数	44 団体	47 団体以上
福祉ボランティア登録人数	1,195 人	1,400 人以上
ふれあいサロン開設数	43 箇所	53 箇所以上
ふれあいサロン参加者数	8,512 人 / 年	9,500 人 / 年以上

※24 ユニバーサルデザイン…年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

■ 協働の役割

市 民	・ 地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。
地域・事業所	・ 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。
行 政	・ 社会福祉協議会が地域社会の核となるため運営支援を行います。

■ 施策の基本方針

1. 地域福祉を推進する団体等への支援・連携 [3-6-1]

本市の地域福祉を推進する社会福祉協議会への支援を行うとともに、地域で活動する市民ボランティア団体やNPO等との連携を図りながら、地域住民のボランティア活動の取り組みを推進します。

【主要事務事業】

- 社会福祉協議会活動支援事業

2. 地域福祉ネットワークづくりの支援 [3-6-2]

地域に密着した福祉を推進するため、民生児童委員と連携を図り、支援を必要とする市民を地域の中で支える体制の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインやバリアフリー^{※25}の考え方について、市のホームページ等を通じて意識啓発や情報提供を行います。

【主要事務事業】

- 民生委員・児童委員活動事業



(本宮市社会福祉協議会より提供)

※25 バリアフリー…障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方

施策 3-7 人権尊重と男女共同参画社会^{※26}の推進

■ 現状と課題

- 21世紀は、「人権の世紀」と言われ、人権尊重の理念は国際的にも重視されている今日、心豊かで思いやりに溢れ、共に支え合う市民生活を実現していくためには、全ての人々の基本的人権が尊重された、差別のない明るい地域社会の構築が求められています。
- また、女性や子ども、高齢者、障がい者を取り巻く様々な人権問題が幅広く存在し、ドメスティック・バイオレンス(DV)^{※27}、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{※28}などの事件も年々多様化すると共に増加の一途を辿り、大きな社会問題となっています。
- 人権問題の根絶に向け、一人ひとりが人権尊重を認識し自らの課題としたさらなる取り組みが求められています。
- さらには、近年の少子高齢化の進行や経済・産業構造の変化、多様化するライフスタイルなど社会環境と情勢が大きく変化する中、将来にわたって豊かで活力ある社会を構築するため、女性も男性も全ての人々がお互いにその人権を尊重し喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず個性や個々の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- こうした中、本市においては、人権擁護委員や関係機関と連携し人権相談、人権教育の推進に取り組んできましたが、人権侵害として大きな社会問題ともなっているドメスティック・バイオレンス(DV)の表面化しない被害状況について深刻に受け止め、その被害者に対する支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりが早急に必要です。
- また、依然「性別役割分担意識」が根強く存在する中、男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会を実現するための基本的考え方を明らかにし、男女の人権が尊重され、かつ、互いに責任を分かち合って社会のあらゆる分野に参画し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる、豊かで活力ある男女共同参画社会を形成するための取り組みを進める必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 男女がお互いの人権を尊重するまち
- ◆ 社会のあらゆる分野で男女がともに活動しているまち

※26 **男女共同参画社会**…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※27 **ドメスティック・バイオレンス**…配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力のこと。平成16(2004)年12月に改正された配偶者暴力防止法では、配偶者に限っていた保護命令の対象が元配偶者まで拡大されるとともに、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度などが盛り込まれた。

※28 **セクシュアル・ハラスメント**…性的嫌がらせ。性的な言葉や行動によって、他の人に精神的・肉体的に不快な思いや苦痛を与えること。また、性別の役割を強要し、それによって不快な感情を抱かせること。

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-7 人権尊重と男女共同参画社会の推進	1	人権啓発・相談体制の充実
	2	男女共同参画の意識づくり
	3	男女共同参画活動の推進体制の充実
	4	社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
行政における審議会・委員会などの女性委員登用率	17.5%	25.0%以上
女性就業率※29	47.8%	50.0%以上

■ 協働の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の行動を実践します。 ・家庭においては、家族が協力し合い、家事、子育てなど対等な立場で行います。 ・地域、職場においては男女がお互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めます。 ・労働・雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・意識改革に向けた啓発や教育等を行います。 ・審議会や委員会への女性の積極的な登用と機会の拡大を図ります。 ・女性の学習機会の提供を図ります。 ・事業所等への啓発を行います。 ・暴力の根絶に向けた啓発、相談の充実を図ります。

※29 女性就業率…近況値は平成22年国勢調査による。

■ 施策の基本方針

1. 人権啓発・相談体制の充実 [3-7-1]

女性、子ども、高齢者、障がい者などのあらゆる人権問題の解消に向け、人権意識の啓発、教育を効果的に推進することにより、人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に努めます。

また、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントをはじめ、さまざまな人権問題にきめ細かく対応する相談や支援体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 人権啓発・相談事業

2. 男女共同参画の意識づくり [3-7-2]

家庭教育、学校教育、社会教育等の教育や学習の場で、男女の性別による固定的な役割分担の観念の排除や、男女が社会の対等な構成員であることの理解を深める教育活動の展開を図ります。

また、広報紙やホームページをとおして男女共同に関する情報を提供し、男女共同参画の啓発活動を推進します。

【主要事務事業】

- 男女共同参画意識啓発事業

3. 男女共同参画活動の推進体制の充実 [3-7-3]

男女共同参画基本計画を基本とする男女共同参画を推進するとともに、女性の人権尊重を考えた相談体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 男女共同参画審議会運営事業

4. 社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり [3-7-4]

女性が社会のあらゆる分野で活動できるよう、働く女性の職業意識や職業能力を高めるための情報を提供し、女性の人材育成に向けた学習機会を支援するとともに、仕事と家庭が両立できる環境づくりを推進します。

【主要事務事業】

- 男女共同参画支援事業